

建物関係者の皆様へ

用途変更

例:事務所から飲食店など
例:ビルの空室に社会福祉施設が入居など

内装変更

例:耐火・準耐火構造の建物に木材で間仕切りなど

増改築

例:増改築による面積の増加

棟の接続

例:作業場と自宅の接続

ちょっと待った!!!



事前の届け等なく、上記の増改築等の施工をすると
法令違反となり**多額の改修費用**が必要となる
場合があります。

必ず、お近くの**消防署**へ**事前相談**をお願いします。

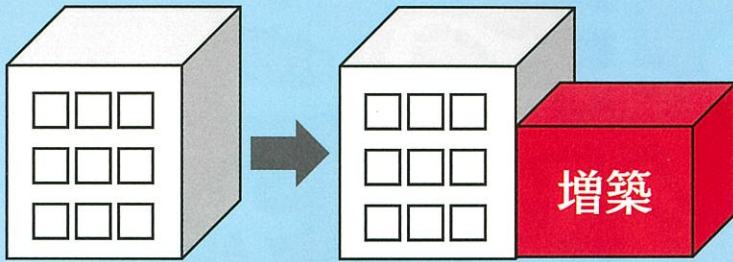
詳しくは**裏面**を
ご覧ください

佐賀広域消防局



⚠ 法令違反事例 ⚠

① 増改築（面積増加・構造違反など）

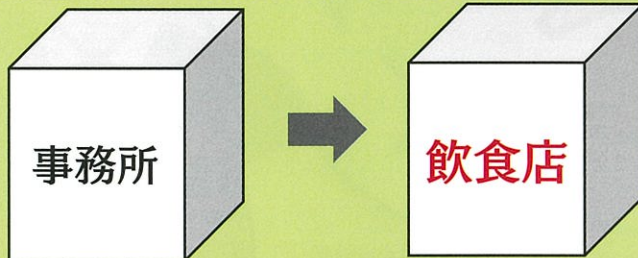


② 棟の接続（面積増加・構造違反など）



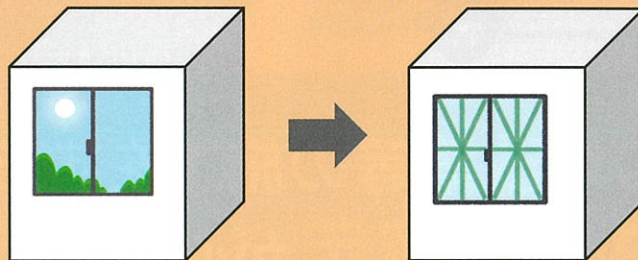
※ 接続により一棟規制となる場合があります。

③ 用途変更（事務所から飲食店など）



※ 不特定多数の人が出入りする特定防火対象物となります。

④ その他（窓を塞ぐ、内装を変更するなど）

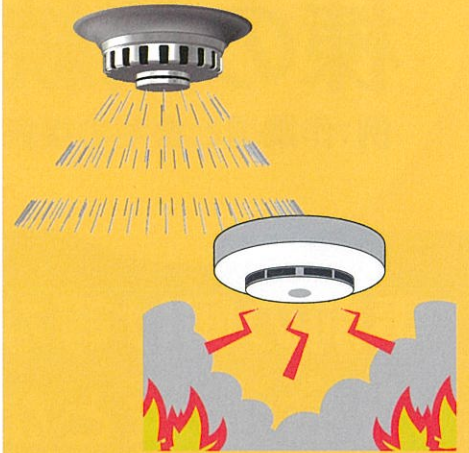


※ 「普通階」→「無窓階」 ※ 「内装制限あり」→「内装制限なし」

消防用設備等 **未設置**

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備
など

高額な消防用設備等
の設置が必要となる
場合があります。



法令違反になる前に、消防署へご相談ください。



SAGA FIRE PREVENTION BUREAU

佐賀広域消防局



ホームページ



フェイスブック

【問い合わせ】

佐賀消防署 0952-33-6773

南部消防署 0952-45-6442

小城消防署 0952-66-1541

多久消防署 0952-75-2191

北部消防署 0952-62-3442

神埼消防署 0952-52-3291